

つちはし事務所通信

3

March
2024



〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611 発行: つちはし社会保険労務士事務所
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2024年3月1日

施行待ちの改正

令和6年3月分からの協会けんぽの保険料率が決定

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る全国健康保険協会（協会けんぽ）は、基本的に、毎年1回、3月分（4月納付分^{（補足）}）から適用される保険料率の見直しを行います。令和6年3月分から適用される保険料率は、次のように決定されました。

……………令和6年3月分からの協会けんぽの保険料率……………

1 一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕すべての都道府県で変更（引き下げが18都道府県、引き上げが29県）

| | | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 徳島県 | 10.19% | 香川県 | 10.33% | 愛媛県 | 10.03% | 高知県 | 9.89% |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|-------|

2 介護保険料率〔全国一律/40歳以上65歳未満の方について、1に加えて負担・納付〕

| | |
|------|--------------------|
| 全国一律 | 1.60%（1.82%から引き下げ） |
|------|--------------------|

★給与計算ソフトをお使いの場合には設定に注意しましょう。確認したいことなど、気軽にお声掛けください。
〈補足〉厚生年金保険の保険料率（18.3%）については、法律で固定されているため改定はありません。また、子ども子育て拠出金率（0.36%）についても、令和6年度における改定は予定されていません。

決定済み 施行待ちの改正

労災保険率を改定 令和6年4月から

……………令和6年4月からの労災保険率などの改定のポイント……………

- 労災保険率を、業種平均で1,000分の0.1引き下げ（平均「1000分の4.5」→「1,000分の4.4%」）
……全54業種（船舶所有者の事業を含む）中、17業種で引き下げ、3業種で引き上げとなる。
 - 林業：1,000分の60→改定↘→1,000分の52
 - 採石業：1,000分の49→改定↘→1,000分の37
 - 定置網業又は海面魚類養殖業：1,000分の38→改定↘→1,000分の37
 - 石灰石鉱業又はドロマイト工業：1,000分の16→改定↘→1,000分の13
 - 水力発電施設、ずい道等新設事業：1,000分の62→改定↘→1,000分の34
 - 機械装置の組立て又は据付けの事業：1,000分の6.5→改定↘→1,000分の6
 - 食品製造業：1,000分の6→改定↘→1,000分の5.5
 - 木材又は木製品製造業：1,000分の14→改定↘→1,000分の13
 - 陶磁器製品製造業：1,000分の18→改定↘→1,000分の17
 - その他の窯行または土石製品製造業：1,000分の26→改定↘→1,000分の23
 - 金属材料品製造業：1,000分の5.5→改定↘→1,000分の5
 - 金属製品製造業または金属加工業：1,000分の10→改定↘→1,000分の9
 - めっき業：1,000分の7→改定↘→1,000分の6.5
 - その他の製造業：1,000分の6.5→改定↘→1,000分の6
 - 貨物取扱事業：1,000分の9→改定↘→1,000分の8.5
 - 港湾荷役行：1,000分の13→改定↘→1,000分の12
 - 船舶所有者の事業：1,000分の47→改定↘→1,000分の42
 - パルプ又は紙製造業：1,000分の6.5→改定↗→1,000分の7
 - 電気機械器具製造業：1,000分の2.5→改定↗→1,000分の3.5
 - ビルメンテナンス業：1,000分の5.5→改定↗→1,000分の6
- 一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を改定
……全25区分中、5区分で引き下げ（引き上げはなし）。「建設業の一人親方」「医薬品の配置販売業者」、「個人タクシー、個人貨物運送業者」「金属等の加工、用食器加工作業」、「履物等の加工の作業」
- 請負による鉄道又は軌道新設事業、その他の建設の事業に係る労務費率を改定 24%↘→23%



雇用保険率（例：一般の事業では1,000分の15.5）及び一般拠出金率（一律1,000分の0.02）については、令和6年度における改定は予定されていません。

4月より改正

36協定届の様式が新しくなります (医療機関、建設事業、自動車運転の業務)

働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、平成31年4月より時間外労働の上限が法律に規定されました。しかし、以下の事業・業務については、長時間労働の背景に、業務の特性や取引慣行の課題があることから、時間外労働の上限について適用が5年間猶予されていましたが、いよいよ令和6年4月1日より法律による上限が適用となります。それに伴って36協定の様式も新しくなりますので確認しましょう。

36協定届変更のポイント

【医師】

兼業医師に「特定医師」が含まれる → 様式第9号の4 (特別条項を含む場合は様式第9号の5)

徳島大学や徳島赤十字病院などから月に何回か医師を派遣してもらっている場合、それらの医師は「特定医師」となり、36協定に含める必要があります。特定医師とは病院又は介護施設で勤務する医師のことです。

【建設事業】

月45時間未満の時間外・休日労働の場合 → 様式第9号、様式第9号の2

月45時間以上の時間外・休日労働が認められ
災害時における復旧及び復興の事業が含まれない場合 → 様式第9号の2

月45時間以上の時間外・休日労働が認められ
災害時における復旧及び復興の事業が含まれる場合 → 様式第9号の3の3



【自動車運転の業務を含む】

1か月45時間・1年360時間以内の時間外労働・休日労働の場合 → 様式第9号の3の4

1か月45時間・1年360時間以上の時間外労働・休日労働の場合 → 様式第9号の3の5

★4月以降に36協定を提出する場合はご注意ください。ご不明な点などがあれば、気軽につちはし事務所までお尋ねください。

あとがき◆つちはし事務所より

★先月の事務所通信のあとがきでもお知らせしたとおり、今年4月以降「労働条件明示」のルールが変わります。これにより労働条件通知書の書式の変更が必要になりますが、同様に求人票についてもルールが変更になりました。具体的には、令和6年4月1日以降は求人票に以下(1)～(3)の明示が必要となります。募集の際、不明な点がありましたら、つちはし事務所までご相談ください。

- (1) 従事すべき業務の変更の範囲 (※)
 - (2) 就業場所の変更の範囲 (※)
 - (3) 有期労働契約を更新する場合の基準 (通算契約期間または更新回数の上限を含みます)
- (※)「変更の範囲」とは、雇入れ直後だけでなく、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約期間中での変更の範囲のことをいいます。

★この4月から変更になるのは、これ以外にも障害者の法定雇用率があります。現在、民間企業での障害者の法定雇用率は2.3%とされていますが、2024年4月より2.5%、2026年7月より2.7%へ段階的に引き上げられます。これに伴い、障害者を1人雇用しなければならない事業主の範囲が、2024年4月より「従業員40人以上」、2026年7月より「従業員37.5人以上」へ広がることとなります。また、この改正に伴い、2024年4月より従業員40人以上の事業主、2026年7月より従業員37.5人以上の事業主は、次の対応が求められるようになります。

- ①毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告すること
- ②障害者雇用の促進と継続を図るために「障害者雇用推進者」を選任するよう努めること
- ③障害者を解雇する場合、ハローワークに解雇届を届け出ること

従業員の数は法人全体でカウントしますので、ご注意ください。

